

## 会長、副会長および理事の退職金支給基準

第1条 会長、副会長および理事（定款に定める専務理事を含む。）（以下「会長等」と総称する。）の退職金については、この基準の定めるところによる。

第2条 退職金は、会長等が退任した場合および任期中に死亡した場合に支給する。

2 会長等が引き続き同じ役職もしくは異なる役職の会長等に就任した場合は、引き続いて在任したものとみなし、最終退任の際、通算して支給する。

第3条 退職金の額は、会長等の在任月数に、退任時の報酬月額 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{28}{100}$ に相当する額を乗じて得た額とする。

ただし、前条第2項の異なる役職の会長等に就任した場合は、異なる役職ごとの在任月数に、最終退任の際の各役職ごとの報酬月額 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{28}{100}$ に相当する額を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

第4条 前条の在任月数は、会長等に就任した月から退任または死亡した月までとする。

ただし、前条ただし書きの規定により、異なる役職ごとの在任月数を算出する場合において、前の役職の退任日と後の役職の就任日が同一月であるときは、その月については上位の役職の在任月数に算入するものとする。

第5条 在任中特に功労のあった会長等に対しては、第3条に基づく退職金のほかに特別慰労金を支給することがある。

第6条 第3条に基づく退職金については、業績その他の理由により減額または不支給とすることがある。

第7条 退職金（特別慰労金を含む。）の支給にあたっては、そのつど放送法第29条第1項第1号レの規定により、経営委員会の議決を得る。

付 則

発 効 日

この基準は、平成20年5月29日から効力を生じるものとする。